

後期高齢者医療制度

のお知らせ



7月に今年度の保険料額をお知らせします

平成26年度の保険料額については7月に個別にお知らせします。計算方法は、広報なよろ4月号のほか、お知らせとともに同封するチラシをご覧ください。

後期高齢者医療制度は、被保険者の皆さまの保険料によって成り立っています。将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、ご協力をお願いします。

保険料の支払いは「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望する方はお問い合わせください。

▼新しい保険証(黄緑色)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成27年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
開始年月日	平成20年 4月 1日
発付年月日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成26年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	390110110 公印(朱)

保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日で満了になるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証(有効期限が平成27年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、お手元に届きしだい、お持ちのピンク色の保険証を破棄して、黄緑色の保険証をご使用ください。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日で満了になるため、8月以降は使用できなくなります。(有効期限は保険証と同じです)

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色の同証をご使用ください。また新たに必要となる方は申請手続きをしてください。

交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) 老齢福祉年金を受給している方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成26年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発付年月日	平成26年 8月 1日
有効期限	平成27年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	平成26年 8月 1日 保険者印
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	390110110 公印(朱)

▲新しい減額認定証(黄色)



医療費通知を希望する方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、発行を希望する方に医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。

今回は、9月(平成26年1月～6月の医療費を対象)に発行します。新たに発行を希望する方は、ご連絡ください。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
 市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階) ☎01654③2111(内線3118)